

2006 年度「法思想史」(2 単位・4 単位) 小テスト

12 月 13 日実施 / 出題: 足立英彦

解答・解説(30 点満点)

1. ホブズ思想について次の問いに答えよ。(各 2 点、計 10 点)

- (a) ホブズ『市民論』にある次の文章の空白を埋めよ。「心の楽しみと愉快さを求めて他人とつきあう場合、お笑い草となるようなものが一番である。ところが笑いととは、他人の愚かさや欠点と比較して自惚れを満足するとき起こるものである。・・・人は交際そのものよりも、自己欺瞞的(1) (vain glory) の満足を喜ぶのである。・・・自己欺瞞的(1) に発する交際が、大きな永続的なものとなることはありえない。なぜなら(1) は名誉と同じで、他人との比較と優越感の上に成立つものであるから。」

解答 1. 自尊心(優越感、虚栄心でも可。栄光、荣誉、自信、栄華は 1 点)

- (b) 次の文章の空白を埋めよ。「自然状態における人間は、自己保存のためにあらゆることをする(2) を有する。この(2) をホブズは「自然権」と呼ぶ。自然状態においては、人々はこの自然権を無制限に追求するので、「(3)」という不安定な状態の下で生活することになり、その結果、暴力や死に対する恐怖から逃れることができない。」

解答 2. 自由 3. 万人の万人に対する闘争

- (c) 次の文章の空白を埋めよ。「自然状態においては、人々はすべてのものに対する権利を有しているので、正・不正という概念は成立しえない。国家状態において主権者が定める規範である(4) によって初めて誰に何が属するのか、どのような行為をしてよいのかが定まる。このように、正・不正を創造するのは主権者が定める(4) であるとするホブズの主張は、近代において(5 主義) を最初に明確に定式化したものといえる。」

解答 4. 実定法(法でも可) 5. 法実証

2. ルソー思想について次の問いに答えよ。(10 点)

- (a) ルソーの「自然状態」について、次の用語を用いつつ簡潔に説明しなさい。

「自然人」・「仮説」(6 点)

解答 ルソーの自然状態は、「自己愛」と「他者への憐れみ」を行動原理とする自然人が、社会を形成せずにそれぞれ孤立的に、また平和に生活している状態のことで、その状態において各人は自然の自由と平等を享有している。この自然状態は過去に存した歴史的事実ではなく、文明の発展によって不平等が拡大し固定化した現代社会の歪みを測るための仮説である。

解説 「自己愛と他者への憐れみ」・「自由と平等」・「孤立的な、平和な生活」のどれかに言及していれば 2 点、複数以上言及していれば 4 点。現代社会の歪みを測るための仮説であることへの言及に 2 点配点した。

- (b) 一般意思の表現としての法によってどうして「自由」と「平等」が実現するのか、簡潔に説明しなさい。(4 点)

解答 ルソーによれば、一般意思の表現としての法の立法者と名宛人は、ともに一般的でなければならない。すなわち立法者は全市民であり、また名宛人も全市民でなければならない。このような法に市民が従えば、自分が決めたことに従うということになるのだから、彼らの自由が実現することになるし、また同時に、法の下での平等も実現することになる。

解説 上記内容を書けていない答案のうち、社会契約によって全市民が無権利となるので平等が実現することや、直接民主制について触れているものには、それぞれ1点与えた。

3. カントの思想について、次の問いに答えよ。(10点)

- (a) カントは義務を表す命令文を命法と呼び、それを「仮言命法」と「定言命法」の二種類に分けた。両者の違いを簡潔に説明した上で、仮言命法の問題点を二つ指摘せよ。(5点)

解答 仮言命法とは条件付の命法であり、定言命法とは無条件の命法である。「もし~ならば」という条件句のついた命法である仮言命法は、第一に、条件句の内容に当てはまる人だけに適用される命令であるので、普遍的妥当性を持ちえない、第二に、仮言命法の前件が行為の動機となっているので、その命法に従う行為は自由な行為ではなく、したがって、そのような行為を命じる命法を道徳法則とみなすことはできない、という問題がある。

解説 昨年の小テスト5(a)とほぼ同じ問題。仮言命法と定言命法の違いに2点、第一の問題点に1点、第二の問題点に2点配点した。

- (b) 「義務にかなった行為」と「義務からの行為」について、次の用語を用いつつ説明しなさい。「法的法則」(または「法の普遍的法則」)・「道徳法則」・「強制可能」(5点)

解答 「義務にかなった行為」とは、法的法則に従う行為であり、これは「道徳法則に対する尊敬の念」を唯一の動機とする「義務からの行為」と、その他の動機に基づく行為に分けることができる。「義務にかなった行為」は、行為が(外形的に)普遍化可能であればよく、行為の動機は問題とならないので強制可能であるのに対し、「義務からの行為」は、行為が普遍化可能であり、かつ、その動機が「道徳法則に対する尊敬の念」であること、すなわち自由な行為であることが必要であるので、強制することは不可能である。

解説 法的法則に従う行為が「義務にかなった行為」であり、道徳法則に従う行為が「義務からの行為」であることへの言及に各1点、後者が前者の一種であることへの言及に1点、(外的)行為は強制可能だが「自由」は強制不可能であることへの言及に各1点配点した。

履修登録数	受験者数	平均点
259	240	20.42

* 30点5名、29点3名、28点9名。